

生ごみは水切りをしっかりと!



8月は帰省などにより生ごみの排出量が増加します。
町内のごみ排出量の減量を図るため、生ごみの水切りにご協力ください。

生ごみに含まれる水分は、生ごみの重量の約8割を占めています。また、腐敗や悪臭の主な原因となっているため、生ごみの水切りをしっかりとすることで、ごみの減量や臭気防止になります。

生ごみの水切り方法

- 乾かす…ざるや新聞の上に置き乾かしてください。
- 絞る……小さな穴を開けた袋などに入れて、水分を絞ってください。

粗大ごみの収集について

粗大ごみの収集は、毎年4月～11月の第3木曜日に行います。収集には美郷町シルバー人材センターへの事前申し込みが必要です。平成27年の残りの回収日は以下のとおりです。

収集日	申込期間
8月20日(木)	8月10日(月)～ 8月17日(月)
9月17日(木)	9月 7日(月)～ 9月14日(月)
10月15日(木)	10月 5日(月)～10月 9日(金)
11月19日(木)	11月 9日(月)～11月16日(月)

不法投棄は犯罪です

ごみの減量やリサイクル、自然保護活動が進められている中で良識を疑う不法投棄が後を絶ちません。タイヤや家電製品などの大きいごみはもちろん、空き缶やペットボトル、タバコの吸い殻などの小さいごみもすべて不法投棄となります。

■申し込みから収集までの流れ

- ①美郷町シルバー人材センター（☎0187-84-0307）に電話で申し込みます。
※受付時間：平日の午前8時30分～午後5時
- ②「粗大ごみ収集券」を取扱店で購入します。
※収集券は1シート1,000円（1枚200円×5枚綴り）です。粗大ごみの重量によって必要枚数が異なりますので、申し込みの際にご確認ください。
- ③粗大ごみに必要枚数の「粗大ごみ収集券」を貼って、収集日の午前8時までには玄関前に搬出しておきます。
※収集への立ち会いは不要です。

町では、不法投棄監視人によるパトロールを実施していますが、不法投棄の現場を見かけた等の不法投棄に関する情報がありましたら、下記までお知らせください。提供いただいた情報については、町で現地の調査を行い、状況によっては警察等に連絡し厳正に対処します。

みんなでルールを守って、住み良い環境づくりを目指しましょう。

問い合わせ●町住民生活課 環境安全班 ☎0187(84)4903

介護保険事務所からのお知らせ

介護保険サービスを利用する時は「申請」をして要介護認定を受けましょう。

■申請できる方

- ・第1号被保険者（65歳以上の方）
- ・第2号被保険者（40歳以上65歳未満で、介護が必要になった原因が、がん末期や脳梗塞など16種類の特定疾病のうちのどれかと診断された方）

■申請の方法

- ・申請書に介護保険被保険者証（第2号被保険者は医療保険の被保険者証も必要）を添えて町の介護保険担当課や地域包括支援センター、介護保険事務所に申請します。申請書は各窓口を用意しています。
- ・申請は本人や家族のほか、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、地域包括支援センターに代行してもらうこともできます。

■要介護認定

- ・認定調査（心身の状態や日常生活能力などについての調査）の結果と主治医意見書をもとに保健、医療、福祉の専門家が審査します。
- ・審査の結果にもとづいて「非該当」「要支援1、2」「要介護1～5」に認定されます。認定された方には認定結果通知と介護保険被保険者証が送付されますので内容を確認してください。認定の有効期間は最長で2年間です。
- ・申請から認定までは約1か月掛かります。予定が大幅に遅れる場合はお知らせします。

■認定の更新

- ・すでに介護保険の認定を受けている方には認定有効期間終了の60日前に、更新申請の手続きの用紙を送付しています。今後も続けてサービスを利用する方は、更新申請用紙に必要事項を記入し介護保険被保険者証を添えて各窓口申請してください。

問

介護保険事務所 認定審査班 ☎0187(86)3912
町福祉保健課 地域包括支援班 ☎0187(84)4907

美郷町職員採用試験のお知らせ

平成28年4月以降に採用予定の職員採用試験を次のとおり行います。

■試験区分と採用予定人員、受験資格

試験区分	採用予定人員	受験資格
一般行政職 (大学卒業程度)	若干名	次のいずれかを満たす者 ①昭和61年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた者 ②平成6年4月2日以降に生まれた者で大学卒・短期大学卒・高等専門学校卒または平成28年3月卒業見込みの者
社会福祉士 (大学卒業程度)	若干名	昭和61年4月2日以降に生まれた者で社会福祉士資格を有するか、平成28年3月までに取得予定の者
保健師 (短大卒業程度)	若干名	昭和61年4月2日以降に生まれた者で保健師免許を有するか、学校の保健師専門課程等を平成28年3月31日までに卒業見込みで、かつ免許取得予定の者
幼稚園教諭・保育士 (短大卒業程度)	若干名	昭和61年4月2日以降に生まれた者で幼稚園教諭普通免許(二種以上)および保育士資格証明書を有するか、平成28年3月までに取得予定の者
労務職(運転手他) (高校卒業程度)	若干名	昭和61年4月2日以降に生まれた者で除雪機械運転員資格(大型特殊自動車免許および車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習修了証)を有するか、平成28年3月までに取得予定の者

■試験日および会場等

【第1次試験】

区分	一般行政職、社会福祉士、保健師、幼稚園教諭・保育士	労務職(運転手他)
期日	9月20日(日)	
会場	ノースアジア大学 (秋田市下北手桜守沢46-1)	美郷町役場 会議室

- ・一般行政職は教養試験(大学卒業程度)を行います。
- ・社会福祉士は教養試験(大学卒業程度)と専門試験を行います。
- ・保健師、幼稚園教諭・保育士は教養試験(短大卒業程度)と専門試験を行います。
- ・労務職(運転手他)は事務補助職一般試験および労務適性検査を行います。

【第2次試験】 詳細は第1次試験合格者に通知します。

- 欠格事項 ・日本の国籍を有しない者
・地方公務員法第16条の規定により地方公務員となることができない者

■申込用紙の請求

申込用紙の請求を8月3日(月)から受け付けていますので、町総務課総務班に請求してください。郵便で請求する場合は封筒の表に「職員採用試験申込用紙請求」と朱書きし、宛先を明記して140円分の切手を貼った返信用封筒(角形2号)と受験を希望する試験区分を記したメモを同封のうえ、簡易書留で郵送してください。

■申込受付期間

8月3日(月)～8月24日(月)
持参する場合は、役場庁舎1階総務課窓口へ平日の午前8時30分から午後5時までにお持ちください。郵送(簡易書留)の場合は、8月24日(月)までに着信したものに限り受け付けます。

申・問 町総務課 総務班 ☎0187(84)1111

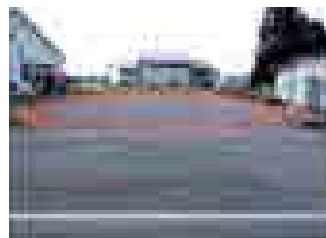
町有地の公売を行います

町が所有している土地を一般競争入札により売払いを予定しています。希望される方は、下記まで申し込みください。

申込期限●8月31日(月)(土・日・祝日除く)

受付時間●午前9時～午後5時

その他●物件の詳細については、申し込みされた方へ別途お知らせします。



物件番号1



物件番号2

物件番号	区分	地目	町有地の場所	面積(m ²)	備考
1	土地	宅地	美郷町畑屋宇熊野4番2	722.43	畑屋郵便局横
2	土地	宅地	美郷町六郷字大町31番	382.58	旧公益質屋跡地

問 町総務課 管財班 ☎0187(84)1111